

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に
伴う対応について

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和5年5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に変更されます。これに伴い、これまでの「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、県民の皆様の自主的な取組みをベースとしたもの」に大きく変わります。

このたびの位置づけ変更にあたって、今後の感染対策に係る主な変更内容を別添のとおりまとめましたのでお知らせします。また、より詳しい対応について、県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona0427.html>) に公開しています。

なお、コロナワクチン接種については、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、令和5年度もすべての方に自己負担なしで接種いただけることを申し添えます。

<添付資料>

○今後の対応に関する資料一式

担 当：福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局政策課
副課長 島村
TEL：092-643-3127
メール：shisei@pref.fukuoka.lg.jp